

# 越知町地球温暖化対策推進実行計画（第4期）

平成28年4月

越 知 町

目 次	
1 基本的事項	1
(1) 目的	
(2) 期間	
(3) 範囲	
2 取り組み目標	1
3 取り組み内容	2
(1) 公用車の利用・管理等	
(2) 灯油使用量の削減	
(3) LPG使用量の削減	
(4) 電気使用量の削減	
(5) 用紙使用量の削減	
(6) 廃棄物排出量の削減とリサイクルの推進	
4 推進体制	3
5 その他	3
【調査票】	
調査票1 平成26年度公用車燃料使用量	5
調査票2 平成26年度灯油使用量	6
調査票3 平成26年度LPG使用量	7
調査票4 平成26年度電気使用量	8
調査表5 平成26年度公用車走行距離	9
調査票6 平成26年度用紙使用量	10
調査票7 担当者一覧	11
エネルギー使用量等比較表	12
種類別温室効果ガス排出量比較表	13
CO2換算温室効果ガス排出量比較表	14
温室効果ガスの排出量の排出係数	15
用紙使用量調査票	16
【参考資料】温室効果ガスによる地球温暖化とは	17

## 越知町地球温暖化対策推進実行計画(第4期)

越知町では、平成13年4月に「越知町地球温暖化対策推進実行計画」(平成11年4月施行「地球温暖化の推進に関する法律第8条第1項」の規定に基づく)を策定し、役場庁舎等を対象に温室効果ガスの低減に努めてきました。

この度、実行計画が平成27年度で終了するため、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする第4期計画を策定することとします。

### 1. 基本的事項

#### (1) 目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(地球温暖化対策推進法)に基づき、町の事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置により、地球温暖化対策の推進を図る。

#### (2) 期間

計画の期間は、平成28年度を初年度とし、平成32年度までの5年間で第4期の計画期間とする。

#### (3) 範囲

計画の対象範囲は、役場庁舎、西庁舎、保健福祉センター、保育園、上水道管理棟、下水道処理場、町民会館、町民総合運動場、横倉山自然の森博物館、小学校、中学校、幼稚園とする。

### 2. 取り組み目標

本計画では、次のとおり目標を設定し、その達成に向けた具体的取り組みを行うこととする。

また、町の事務及び事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量については、平成26年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成32年度の二酸化炭素排出量を、2.03%削減することを目指す。

- 公用車のガソリンの総使用量を **3%**削減する。
- 公用車の軽油の総使用量を **1%**削減する。
- 灯油の総使用量を **3%**削減する。
- 液化石油ガスの総使用量を **1%**削減する。
- 電気の総使用量を **2%**削減する。
- 用紙類の使用量を **3%**削減する。

- 環境への負荷が少ない製品、サービスの購入(グリーン購入)を促進する。

### 3. 取り組み内容

目標を達成するためには、各所属の事務及び事業の内容や特性又は機器等の整備状況を勘案しつつ、次に示す具体的な取り組みを着実に実践するとともに、各所属等で工夫し、自主的かつ積極的な取り組みをする。

#### (1) 公用車の利用・管理等

- 同一方向に行く場合は、公用車の相乗りに努める。(出張計画等による公用車の管理)
- 待機時にエンジンを停止するなど、アイドリング・ストップを実施するとともに、急発進、急加速をしない。
- タイヤの空気圧を適正に保つとともに、日常的点検と整備不良車の早期整備に努める。
- 環境への負荷の少ない低公害車や低燃費車を優先して購入する。
- 使用者は使用后、走行距離等必要事項を記録簿に記入する。
- 燃料補給・オイル交換・タイヤ交換などを行ったときは、記録簿の備考欄に数量等を記入する。

#### (2) 灯油使用量の削減

- 暖房中における暖房機器の燃焼火力の調整に努める。  
(設定温度は、18度以下とする。)
- 原則として休日出勤での冷暖房の使用はしない。

#### (3) LPG 使用量の削減

- お湯が沸騰したら、すぐにガス栓を閉め必要以上の湯沸かしはしない。
- お湯の出っぱなしをやめ、こまめに栓を閉める。

#### (4) 電気使用量の削減

- 使用しない部屋、始業前、昼休みにおける消灯の一層の徹底を図る。
- 会議前からの点灯を避けるとともに、会議終了時は速やかに消灯する。
- トイレや湯沸室の照明は、支障の無い範囲で消灯に努める。
- パソコン、コピー機等 OA 機器の使用に当たっては、長時間使用しないときは電源を切る。
- 電気ストーブは使用しない。
- テレビ、洗濯機等使用してない時は主電源を切る。
- 冷暖房の温度設定は、夏季28度以上、冬季18度以下の設定を徹底するとともに、不必要な運転を避ける。また、長時間使用しない時は

主電源を切る。

○クールビズ、ウォームビズを奨励し、来訪者へのPRを実施する。

#### (5) 用紙使用量の削減

○両面コピー・両面印刷、縮小・集約コピー、ミスプリントの裏面利用を徹底する。

○ミスコピーを防止する。(コピー機使用後はコピー設定の解除)

○文書・資料・印刷物等の部数やページ数は、必要最小限とする。

○10部以上のコピーについては、すべて印刷とする。

○庁内LAN(電子メール)の利用により用紙の配布を削減する。

○「用紙使用量調査票」へ1包み500枚開封ごとに開封者が記入する。

#### (6) 廃棄物排出量の削減とリサイクルの推進

○物品購入時にリサイクルの可否、処分の困難性等を考慮する。(使い捨て商品は購入しない)

○定期点検、整備、修繕等により製品の長期使用を図る。

○使わなくなった備品等の有効活用を図るため、各関係相互で管理替え等を促進する。

○町の分別収集計画に沿ったごみ分別を徹底し、資源化を図る。

### 4. 推進体制

○各課等の長は実行計画の趣旨・内容を職員に周知徹底させ、実行計画を率先して推進するとともに、実践しやすい環境づくりに努め、取り組み状況の管理を行う。

○各課等に1名計画推進員を置き、計画推進員は各課等の長とともに計画の周知徹底を行い、取り組み状況の把握等(調査票は毎年6月末に環境水道課へ提出)を行う。

○実行計画に掲げられた取り組みを実施するのは一人ひとりの職員です。実行計画の目標が達成できるか否かは、一人ひとりの職員の意識が重要となることから、情報提供を行い、計画の実行性の向上を図る。

○環境水道課は、全体を集約し、計画の進捗状況を把握して公表する。また、必要に応じて計画推進会を設置し、今後の効果的な進め方等について検討を行う。

### 5. その他

○実行計画は、地球温暖化を防止するため環境への負荷を削減する取り組みであるが、電気使用量など経費節減につながるものもあります。環境への負荷の少ないものを購入(グリーン購入)など実行計画の目

- 的・内容に基づきながら推進を図る。
- 職員においては、地域や家庭で地球温暖化防止行動の取り組みを推進するものとする。

### 地球温暖化対策の推進に関する法律 (地球温暖化対策推進法) について

1997年12月の気候変動枠組条約(COP3)での京都議定書の採択を受けて、わが国の温室効果ガスの削減目標を達成するため、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律です。

地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画(実行計画)を策定し公表することが義務付けられている。